

第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 平成31年3月27日（水曜日） 午後4時から
- 2 開催場所 東京都第一本庁舎25階 108・109会議室
- 3 出席者 **【委員】**
小林委員長、室田委員、祐成委員、野口委員、市東委員、川井委員、
浦田委員
(以上7名)
【都側出席者】
福祉保健局及び関係各幹事

4 会議次第

- 1 開会
- 2 平成30年度事業実施報告
 - (1) 区市町村調査について
 - (2) 区市町村向けシンポジウムについて
- 3 評価指標に基づく進行管理状況報告
- 4 平成31年度新規実施の主な取組について
- 5 平成31年度の委員会年間予定について
- 6 閉会

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、皆さんお揃いになりましたので、第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会を始めたいと思います。

本日は、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本委員会の事務局の担当をさせていただきます、福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長の永山でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って、お話し申し上げます。

開会に先立ちまして、事務局より何点かご連絡を申し上げます。

まず、委員の出欠状況でございますけれども、新保副委員長、石合委員、菅原委員のお三方がご欠席というご連絡をいただいております。

続きましては、本日は、ペーパーレスということで東京都が進めておりますので、タブレット端末を活用してやっていきたいと思っております。

委員の皆様方には、端末がございますので、ご覧をいただきたいと思っております。今、次第が出ておりますが、その次のページをご覧いただきますと、本日の配付資料がございます。順にご紹介しますと、資料1は本委員会の委員名簿、幹事名簿でございます。資料2が委員会設置要綱でございます。資料3は、平成30年度の都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等について。それから、資料4が、地域福祉の推進に向けたシンポジウムの実施結果概要でございます。それから、資料5は、地域福祉支援計画進行管理表。それから、資料6は、平成31年度新規実施の主な取組。資料7は、平成31年度本委員会年間予定案でございます。

なお、委員・幹事以外の皆様方には、同じ物を紙資料で配付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

また、タブレット端末とは別に、委員の皆様方の机上には、参考資料を置かせていただいております。まず、参考資料1は、平成30年度の都内区市町村の地域福祉計画の策定状況の詳細版でございます。それから、参考資料2としまして、地域福祉の推進に向けたシンポジウムの当日資料でございます。このほか、地域福祉支援計画の冊子を置いてございますので、ご確認をお願いします。

参考資料等の配付漏れ等ございませんでしょうか。

あと、端末の不具合等がございましたら、逐次、お申し出いただければと思っております。別の会議でも不具合がありましたので、あとは、右上に出ていますけれども、電池がなくなる可能性もありますので、その場合には、お申し出いただければ、ちょっと慣れていませんので、すみませんが、よろしく願いいたします。

続きまして、会議の公開について、ご説明いたします。

本委員会は、委員会設置要綱第9条の規定によりまして、公開となっております。

本日は、傍聴の方がいらっしゃいますことをお知らせいたします。

なお、議事録につきましては、東京都のホームページで公開させていただきますが、都の情報公開に関する規定では、委員会の議事録につきましては、会議開催後、速やかに公開するとされております。会議開催後、速やかに載せていますので、それまでに頂いた修正意見を議事録に反映しまして、ホームページで公開するという形をとらせていただこうと思っておりますので、ご協力をよろしく願いしたいと思います。

それでは、小林委員長、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 皆さん、こんにちは。年度末のお忙しい時に、ご苦勞様でございます。

第2回東京都地域福祉支援計画推進委員会を始めたいと思います。

まずは、会議次第2の地域福祉支援計画推進委員会の平成30年度事業の実施についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 私の方からご説明申し上げます。

まずは、資料3をご覧くださいまして、平成30年度の都内区市町村の地域福祉計画の策定状況でございます。IからVまでございますので、順番にご説明をしていきたいと思っております。

まず、Iですが、策定状況でございます。策定済みという区市町村は53、前年度の調査では52の区市町村ですから、1つ増えております。

それから、未策定の9区市町村のうち、今後、策定方針ありというところは、前は2つでしたが、4区市ということで倍になっております。

それから、2番目に参りまして、計画の記載内容ということで、多くの自治体の方が記載されているという項目を、あえて挙げてございます。全部で6項目ございますが、権利擁護であるとか、あと、ボランティアですね。それから、共通項目とありますが、着目すべきというふうに思っていますのは、社協との連携に関する事項というのも、47自治体で入っております、やはり地域で社協と連携しておこうというような動きというのが、進んできているのかと思っております。

それから、災害時の関係というのが、やはり重要でございますので、多くの自治体で取り組まれているという状況でございます。

それから、3番の計画の進行管理ということで、国の方でも作っただけでなくて、しっかり進行管理をする指標を作りなさいというふうになっておりますが、その中で、指標ありとしているのが22、まだ指標を策定していないというのが32です。これを足すと54で、策定済みの数として合わないのですが、実は、この時点では、まだ作り中だったのですが、自分の所で指標を作ることが分かっている所が、指標ありの方に入っており、ちょっと時点が違いますが、全部で54の自治体のうち、評価指標ありというところが22でございました。

その評価指標の例としましては、認知症サポーターの養成数、障害者差別解消法の認知度、福祉ボランティアの参加数、サロン数、各事業への参加者数といったものを、アウト

カムの的に評価をしていると聞いております。

それから、4番としましては、地域福祉を進めていくに当たっての課題ということで、大きく4点ございました。

一つは、やはり苦勞されているのは担い手ということで、地域福祉コーディネーターをどのように育成したらいいだろうかということ。それから、今、活躍されているボランティアさんが高齢化しているということ、また、民生委員・児童委員さんが、改選等がございますが、担い手が不足していて、探すのが難しいというお話も頂いております。

それから、町会・自治会の加入率が低下する。私の住んでいる場所もそうですが、かなり自治会の加入率が下がっている状況でございます。

それから、包括的な支援・相談体制をどうやって整備していったらいいだろうかというようなことがあります。

それから、最後ですね。本当に支援が必要な人へのアプローチというのが非常に難しいと。この辺のところは、本当に難しいのかなと思っております。

私ども、東京都の方に支援してほしいというようなご要望を頂いている項目について、大きく4点ございまして、まず、他の区市町村の先進事例の情報提供を欲しいというお話がございました。まず、補助金をどんなふうに活用しているのだろうかということ。それから、先ほど言いました社協さんであるとか、地域団体の取組にどうやって関わっているのかといったことの情報も欲しいというお話もございました。

それから、先ほどの人材の話がございましたが、福祉人材確保・育成にどうやって取り組んだらいいのか、積極的に取り組んでいる状況というのを教えてほしいということ。

それから、都民全体はどんな意識を持っているのか。意識啓発をどうしたらいいのかという点。

それから、最終的には、やはりお金の話というふうになっております。

これが、まずは30年度の調査でございます。

それから、次に、シンポジウムを昨年実施しましたので、資料の4の方、次のページになりますが、ご覧をいただきたいと思っております。

こちらは、小林先生と室田先生にご参加いただきまして、多くの方にご出席いただきました。

まず、実施結果の概要でございますけれども、申込みの方が140名ございまして、その中で、ご参加いただいた方は121名。当日飛び込みで来た方々を合わせて125名の

方に来ていただきました。今回の特徴は、区市町村だけでなく、社協の方にもご参加いただいたということが、非常に大きかったかと思っています。区市町村の皆様方と社協の皆様方の連携というのが、ここで少し生まれるのかなと期待をして、今回お願いをしましたが、区市町村の方々が74名、社協の方が41名ということで、多くの方がいらっしゃいました。

それから、国の方も、厚生労働省社会・援護局の地域福祉課の専門官と担当の方お二人が、東京都の事例をお聞きになりたいということで、お見えになりました。

そして、そのアンケートの結果でございますが、99%の方が参考になったというお話を頂いております。

右側に自由記述がございますが、2番目のところは、なるほどと思ったのは、やはり実のある取組というのは、なかなか難しいと。管理職の理解を得るのも難しいというのは、私も耳が痛いなと思って見えています。内容は良かったのですが、時間が足りなくて。発表が非常に濃くて、時間がかかったというようなことがございました。

次のページをご覧くださいますと、事例発表につきまして、これは3つの自治体の方々に発表していただきましたが、こちらの方は非常に良くて、98%の方が参考になったということです。

それで、自由記述としては、地域で実際にやっている手法というのがよく伝わったということ。

それから、板橋区さん、三鷹市さん、あと、調布市さんもありましたが、住民参加での体制作りの必要性を感じたということ。

3番目のところは、協議体を作ってから実際にメンバーを決めていくという流れ、その辺のプロセスというのが参考になったという話がございました。

それから、調布市さんでは、ひだまりサロンの話がありましたが、非常に温かみがあって、すぐに参考にしたいと思ったし、たぶんご覧になって、取組に一步進んだのかなと思ったりしました。

それから、財源や困難なことも伺えると良かったということで、この辺は、私どもの方の一つの課題かなと思っております。

次のページは、今度はパネルディスカッションの関係でございます。こちらも多くの方々が参考になったとお話しでしたが、まず一つは、2人の先生のまとめ方が良かったという話で、私も聞いていて、本当に参考になりました。

それから、この継続性とマンネリがテーマとしてご指摘があったのですが、この辺の対比でお話しいただいたことが良かったのではないかと考えております。

それから、3事例につきまして、新たな視点や気づきというのが、先生方のご指摘であったということ。もう少し先生方の話を聞きたかったということにつきましては、事務局の時間の配分が悪かったということがありました。本当は会場とやり取りをしたかったのですが、時間がなかったので、本当に申し訳なかったなと考えております。

次のページをご覧ください。

シンポジウムの開催時期につきましては、もうちょっと早い時期が良いというご要望もございましたので、これは、来年度に向けての参考にさせていただきます。次年度の予算編成に活かしていきたいという、非常に良い意見が出ましたので、時期というのも、私どもも考えていかなくはいけなかなと思いました。

それから、時間につきましては、ちょうど良かったということです。

あとは、実施形態ですが、このままで良いというのと、学識経験者の方のお話もあると良いのではないかというような話もございました。あとは、なかなか難しいですが、住民の方もパネリストに入ると生の声が聴けるといった話もございました。ただ、今回は地域福祉コーディネーターの方も発表をされていて、現場の声を聞けたので、私も、本当に参考になったなと考えておりました。

次のページは、今後取り上げてほしいというテーマですが、かなり幅広のテーマかなと考えております。それぞれ地域で抱えている課題というのは違うので、ここで頂いている課題というのも多様なのかなと思いました。

最後は、これは私どもの課題ですが、時間の管理については出てきています。あと、会場が寒かったところ、私どもいけなかったかなと考えております。

このようにシンポジウムをしまして、本当に多くの方に参加していただいて、私どもとしても、課題も見つかりましたし、地域の方々はどうなことを考えているのかということも分かって、本当に良かったかなと考えております。

私からは、以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、資料の3と4につきまして、ご説明いただきましたので、皆様のご意見、ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

資料の3はいかがでしょう。

たぶんこちらの資料に載せていただいていると思いますが、気がついたところがございます。この策定状況については、なるほどと思いますが、例えば、2番目の記載内容のところ、基礎的事項に当たるところですが、これはそれぞれの項目をチェックしていただくというやり方でしたね。

○永山福祉政策推進担当課長 そうです、はい。

○小林委員長 そうしますと、それぞれの項目の内容は必ずしも分からないということになりますか。

○永山福祉政策推進担当課長 そうですね。具体的に計画そのものを見ているわけではございませんので。

○小林委員長 そうですね。一番多い回答が、表にある6つの項目だということですね。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。

○小林委員長 分かりました。

3の計画の進行につきましても、例えば、福祉ボランティアの参加者数はどうやって把握するのだろうかとか、具体的な数値がどうなるのだろうかとは分からない。サロン数は、確か常設のサロン数でしたね。

○永山福祉政策推進担当課長 そうですね。定義を決めて、はい。

○小林委員長 そうですね。これは定義で決まっていたね。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。

その他に、その福祉ボランティア参加数や、地域ケアネットワークの設立住区数とか、活動の充実というのを載せているところもございました。

○小林委員長 なるほど。

それから、都に支援してほしいという項目のところですが、好事例についての情報を提供してほしいということでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。やはりそういう要望が多かったです。

その一つの手法としてシンポジウムをやったわけですが、ぜひそういうこともこれからも続けていかなくはいけないかなと思っております。

○小林委員長 そのようなことでいかがでしょうか。

どうぞ、川井委員。

○川井委員 今回の調査結果については、資料3がよくまとまっていて、とても分かりやすいなと思っておりますが、IIの計画の記載内容で、非常に高率になっている「権利擁護」

以下の取組があつて、その中に「社協との連携」も入っていて、私の立場としても、まさに都の地域福祉支援計画で提唱した中身が結実してきているということで、非常にうれしく思っているところです。

一方で、成果が上がっているところだけでなく、今後の課題として注意しなくてはならないという意味で言うと、参考資料の1で、この調査の結果をまとめていただいておりますが、2の(2)が今ご紹介いただいた項目の集計だと思います。これを見ると、全体で計画策定済みの53区市町村のうちの、47とか、48とか、もうほとんどのところが、既に、計画に位置付けて、着実に取り組みつつあるということで、評価できる部分だと思います。一方で、まだまだ率が低くなっている項目がいくつかありますし、その中でも、地域共生社会づくりに向けて、非常に重要な項目であるにもかかわらず、計画に位置付けている比率が低いところがあると思っています。

例えばですが、一つは、クのところですが、クのところですが、「住宅確保要配慮者の居住支援」については、25区市町村ということで半数にも満たないような数字になっておりますし、ナの「社会的孤立(引きこもり、刑余者、外国人等)への支援」に関する事項。まさに、このあたりは地域共生社会づくりの一丁目一番地とも言っていけるくらい重要なテーマですが、それはまだ計画の中にさえ明確に位置付けられていない区市町村が多数になっているというあたりは、やはりちょっと注意して見なければいけないし、まさに、そういう分野こそ、これまでの既存の施策の領域を超えて取り組まなければいけない。

だからこそ、計画にまだ、なかなか位置付けにくかったのだと思いますが、今後、そのあたりがどのように計画化されて、取組が進むかというところを見ていかななくてはならないのではないかと感じております。

あと、逆に、下から3つ目ですが、率としてはまだ低いのですが、ネのところ、社会福祉法人による「公益的な取組」の推進に関する事項は、16区市町村となっています。この項目は、前回の委員会をお願いして、入れていただいている項目ですが、実はこのテーマは、社会福祉法が改正されて、施策としても進めるべきだという方向が打ち出されてから、まだ、非常に日が浅い状況です。そういう中で、この1年、2年の間に、地域福祉計画を改定した地区も、そんなに多くないわけですので、そうであるにもかかわらず、既に16の区市町村が計画の中に位置付けているというのは、やはり区市町村にとっても、社会福祉法人の公益的な取組をしっかりと計画に位置付けて後押しということが重要だという認識のあらわれだと思います。その流れを絶やさないように、これからも、しっかり

バックアップしていく必要があるのではないかなというふうに感じているところです。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。大変良い解説をしていただいたと思います。

ここは、やはり目標値というか、一つの規準設定になるかと思います。

もう一つ、現行計画アのところが47で、次期計画が30という意味は、どういうことになりますか。

○永山福祉政策推進担当課長 聞き方としましては、現行計画は、やっているところはどうかと。次期の計画の改定であるとか、策定の時に入れるところはどうかというふうに聞いていますが、多分、全部の確認をしていませんが、多分、今やっているところについては、当然入れていると。

ですから、次期計画のところ、30と減っているように見えますけれども、足すと77になってしまうからあれですが、基本的には、今やっているところは入っているのですが、プラスアルファのところを書いていただくと。当然、今入っているから書かないところもあったと思いますので、このところ、書き方がちょっと伝わっていなかったのかなと。

○小林委員長 そうですね。もう少し違う聞き方もあったかもしれませんね。

○永山福祉政策推進担当課長 次回は詳しくいたします。

○小林委員長 他はいかがでしょうか。

今、川井委員がご指摘になったのは、例えば、オの共生型は、何が共生型の取組になるのかというのが、まだ少し分かりにくいのでしょうか。

それから、権利擁護はこれから進むと思いますが、住宅確保要配慮者とか、社会的孤立は、どのように取り組んでいったらいいか、たぶん苦勞されているのでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 それから、この表示はされていないですが、例えば、区で言えば、今、25ですが、次期の計画で、これが単純にプラスであるとすれば14ですので、問題意識としては地域でも持っていらっしゃるというふうに私どもは理解をしているところで、ただ、何かすぐに取り組めないのですが、今準備をしているところだろうというふうには考えております。

○小林委員長 他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○祐成委員 ありがとうございます。この調査は、平成30年度ということですがけれど

も、毎年、実施されているものでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 定期的に、毎年調査を実施しているものでございます。

○祐成委員 やはり私も2(2)が気になるのですけれども、経年的な変化と言いますか、これまでと比べた傾向といったものが分析されていると、より分かりやすいのではないかなと思います。

というのも、それぞれの計画が始まった時期と、その記載内容に関連がある、つまり、最近になって挙がってきた項目もあれば、逆もあり得るからです。例えば、ご指摘のありました住宅確保要配慮者といった項目は、最近になって出てきているといったこともあるかもしれません。そうした変化や、変化の兆し分かるような分析があると、より有意義ではないかというふうに思いました。

○小林委員長 ありがとうございます。この回答者のところを分析していただくと良いかなと思います。

他はよろしいでしょうか。

どうぞ。

○浦田委員 社協では、地域福祉活動計画を作っているところが多いと思うのですけれども、その連動ですとか、どういう関係になっているかとか、それが重要になるのではないかな、何かそのあたりも一緒に聞けないのかなと思いました。例えばですけど、現在も計画自体未策定で、今後も予定がないという自治体があって、そうすると、様々な今、国から下りてきているような理念ですとか、どういうふうに、その地域で作っていくのかなということが、住民に情報が全くない場合、もしかすると活動計画の方にそういう情報が書かれていることもあるので、一覧になっていると見やすいなというふうに思いました。

もう一つは、先進事例の情報提供のところですが、先進事例ということで、皆さんが情報を欲しいなと思われている気持ちは、私たちもすごくよく分かるころではありますが、これが良い事例ですというふうに紹介されても、なかなか分かりづらいというか、これからはおそらく、その行政、社協、そして、住民の方の役割分担がどういうふうになっているのかと、それぞれの自治体ごとに、どうその自治体ではなっているのかということなどを聞くことで、構造として、どう上手く連携ができていいのかということを知ることができると思うので、そういったことの情報が、私たちもいつも欲しいなというふうに思っているので、そういうような情報提供ができると、助かるのではないかなというふうに思いました。

○小林委員長 前半のご質問は、Ⅱの記載内容の（１）計画の形態で、右の方に行きますと、地域福祉活動計画はゼロというふうになっていますね。

もちろん、地域福祉活動計画を作っている自治体はたくさんあるので、この辺の把握の仕方はいかがでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。正直言って、答えていただいたものを載せてしまっていますので、そのところは一つ課題があるかなと、今、伺って思いました。

あとは、中でも議論をしてどうなのかと、特に検討体制のところを工夫をしたのが、社協さん、この構成の中に入ってくるからというふうに、３番で検討体制のところ聞いています。それで、３７の自治体が、社協さんもメンバーに入っているということで、たぶん入っているところというのは、かなり連携が進んでいて、そういうところにつながっていく可能性が高いところなのかなというふうにも思っています。

その辺のところも含めて、ちゃんと分析ができるように次回は進めてまいります。

○小林委員長 逆に社協の方から、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、自治体ごとにごどのように策定されているかについてのデータはお持ちですか。

○川井委員 この都の調査と社協サイドの活動計画の策定状況を新たに調査もいたしまして、突合をして、どんな状況かということは、一応、整理をしているところです。今その結果、全体的な数字だけ申し上げますと、活動計画を既に策定している社協が４８区市町村、７８％ぐらいになっていますし、また、それに加えて、新たに策定中であるとか、策定予定ありというところが６ありますので、両方合わせると、５２区市町村という数字になり、「策定予定は今のところない」というところが、島も含めた３区５村の８という状況です。

数年前に調べた時に比べると、やはり自治体の方の地域福祉計画の策定が熱を帯びて進んできている影響もあって、活動計画も伸びてきているというふうには言ってよいかと思えます。

○小林委員長 ありがとうございます。この辺は、ぜひ正確な数字が分かるとよいと思いますので、よろしく願いいたします。

浦田委員の後半のご質問は、資料４に関連するかと思います。好事例が欲しいということとはここにも出ているような気がします。

この点について少しご意見を頂きたいと思いますが、シンポジウムに出ておられた市東委員と川井委員、こういうようなまとめになっているわけですけれども、いかがでしょう

か。

市東委員から、お願いいたします。

○市東委員 はい。拝見させていただいて、事例のところでは、非常に分かりやすかったと思います。アンケートの結果と同じですけれども、先生のまとめも非常に参考になりましたし、とても良い勉強会になったと思っております。

それと、CSWと、生活支援体制事業のことですけれども、両方をやっている区市町村が、まだ、それほどではないのではないかと。子供に対するコミュニティースクールを取り組んでいるところもあったりして、地域は一つですので、理解はどのくらいできているのかなど。いわゆるネーミングだけでも、なかなか理解できないという民生委員・児童委員の中にもありますし、どちらかという、整備事業の方が地域を巻き込んでいるので、自治体の再構築みたいな気はいたしますね。

自治体そのものがなくなってないですけれども、いわゆる地域おこしをしているのが、整備事業かなという思いがいたします。

それで、CSWの方は、もう少し見えてこない部分と、あと人材が、なかなか確保ができないというのは、福祉職ということ言えば、今まで言われていることということで、シンポジウムでも、そのようなことが出ていたのではないかなという気がいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、川井委員、どうぞ。

○川井委員 私も、3地区の事例、それから、両先生のコメントも非常に参考になり、ありがたかったです。特に、3地区のセレクトのバランスが良かったと思います。

まず、板橋区が介護保険の生活支援体制整備事業で生活支援コーディネーター、しかもそれを住民が担うというような、非常に革新的な取組で、大きな自治体であるにもかかわらず、そうした取組が進んでいるということは、非常に参考になりました。

三鷹市では、ケアネットという、市民がまさに、ボランティアな地域福祉を推進する人材として中核を担って進めるという取組が、非常に都市型で、今後大きな可能性を秘めていて、他の地区でも、多分そういうアプローチがこれから増えてくるのかなというところで、とても参考になりました。

また調布市では、ひだまりサロンというのがメインのテーマではありましたが、やはりそれを進めていく地域福祉コーディネーターの働きというのが影の大きなテーマだったと思いますので、そういう意味では、板橋区は介護保険の生活支援コーディネーター

が中心でしたが、調布市では、それとはまた違う地域福祉コーディネーターが中心になって、住民が集う居場所、サロンを作っている。

色んなアプローチ、色んなやり方があっていいし、地域の特性を活かして有効な取組があり得るのだということが非常に見えてきたのかなというふうに感じさせていただきました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

これは次回のシンポジウムで、どのようなテーマを取り上げるかということと連動しますので、やはりグッドプラクティスは当然必要だと思いますが、これは来年度の議論になりますか。

○永山福祉政策推進担当課長 最後の方で、もし議論いただければ助かります。

○小林委員長 そうですね。

他はいかがでしょうか。やはり生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーター・CSWの役割がどうなるかというのは、どこでもたぶん苦勞されていると思いますので、これは一つのテーマの候補でしょうか。割合実践的なテーマになってくるかという感じがします。

室田委員、何かご感想でも。

○室田委員 そうですね。川井委員がおっしゃっていたように、多様性を示すという意味では、3つの事例の多様性が示されていて、色んな形で地域福祉の実践が推進されているということが示せたのは、参加した自治体の方にとっては、とても参考になったのかなというふうに思います。また、コメントにもあったように、板橋区の事例ですかね、かなり行政の担当の方が長い目で地域づくりを見てくださっているのも、そこは他の自治体にとっても励ましになったのかなと。やっぱり地域福祉活動というのは、なかなか簡単には芽が出ないものですので、そこを時間をかけて見ているということは、一つメッセージとしてはよかったと思っています。

あとは、浦田委員のおっしゃっていた行政や社協との協働という意味では、三鷹市はどちらかという行政の話が中心でしたけれども、板橋も行政の方が中心ですが、確か、事業の委託先が社協になっている。調布は、実際に登壇された方が、社協と行政の方が一緒に登壇されて、かなり協力して進めているということをお話くださっていて、その様子からも、こういう形で協働が進むのかという。どちらかというルールを敷くのではない

ですけど、枠組み作りを行政がしっかりすることで、その枠組みが社協にとってより実践しやすい形で、そのコミュニケーションがしっかりとれていると、社協の実践がより円滑に進むという印象は、それらの報告から受けましたので、そういった意味では、先ほどのご指摘に関すると、来年度の事例も、そういった行政と民間、社協なり、他にNPOとかもあると思いますけれども、いかに協働していくかというところが重要なポイントになってくるかなと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、ご意見を頂きましたので、次回からの参考とさせていただければと思いますが、資料4の1ページ目の結果を焦らないという点はかなり重要だと思います。どうしても行政施策の場合には結果を明確にすることが求められますので、そうではない何らかの、パースペクティブをきちんと持つということが重要かと思います。

それでは、これはこの程度にさせていただきまして、次に行きたいと思います。

次は、評価指標に基づく進行管理状況報告です。よろしくお願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 今、画面の方に、資料5を出させていただきました。

計画冊子では、107ページに進行管理評価指標というのがあります。今回の計画は、ただ作るだけではなくて、しっかり効果を把握して、分析評価していくということが、一つの計画の目標になっておりましたので、皆様方にご議論いただきました。なかなか指標を作るのは難しいと思いましたが、今、挙がっております評価項目について、現状をお示ししております。

まず、地域福祉計画を策定している区市町村、先ほどお話ししましたが、ここは増やすという目標でございますが、1つ何とか増えたというところですが、ただ、先ほど言いましたが、これから作りますというところが増えていることが、まさに効果だったのかなと考えております。

それから、包括支援体制の整備をする区市町村数ということで、36だったところを、同じく増やすという目標ですが、42に増えており、6つ増えているということで、これはかなり達成できたと思っております。

それから、生活支援コーディネーター、こちらは先ほど、ちょうど板橋区の例で出しました、介護保険関係でございますが、51の自治体から、全ての自治体という目標ですけれども、今のところ、54の自治体ということで3つ増えており、徐々に広がって

るということでございます。

それから、協議体の設置でございますが、40の自治体であったところ、これも目標は全部の自治体ですが、49になっているということで、これも9つですので、1年間でかなり増えたと思っております。

それから、多世代交流拠点の整備ですが、整備推進に向けた方針を検討中というところで、目標は全ての区市町村ということでしたが、ここはやはりなかなか難しく、多世代交流の拠点整備が始まっているのはまだ16の区市町村です。ここは、どういうものを多世代交流の拠点と言うか、定義が難しいところですが、一定の定義の下でお話ししているということです。

それから、成年後見制度による都内申立実績ということで、目標は5,076件から増やすというところで、5,071件に減ってしまっていますが、基本的には件数が変わっていないという理解でございます。増えてはいませんが、かなり必要な部分と思っております。

それから、都内の介護労働者の離職率につきまして、こちらも減らすという目標でしたが、14.9%から16.4%ということで、やはり人材不足というのが非常に厳しいと思っております。

それから、第三者評価につきましても受審件数を増やすということで、2,970件から3,190件と、こちらもかなり増えております。計画策定ということで、目標を置きましたが、少しずつですが、この計画を作ったことによって、皆さん方の取組がちょっとでも前に進むという形になったのが良かったのかなと思っております。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。

では、皮切りとして成年後見についてですが、これは国が利用促進計画を打ち出してきて、都でも検討していらっしゃる伺いましたが、5,076人から5,071人に変化したというのは、利用からすると横ばいなのですか。それとも少し増えているのですか。

○渡部地域福祉課長 横ばいというところですけども。

○小林委員長 横ばいですか。

○渡部地域福祉課長 この後の資料に、成年後見制度の31年度予算で新規に拡充したメニューがございますので、そこでちょっと説明させていただきたいと思っております。

○小林委員長 これは、今大きな話題になっておりますので、ご説明いただければと思います。

他はいかがでしょうか。介護労働者離職者対策はどうですか。

○永山福祉政策推進担当課長 正直言って、非常に厳しいところです。こちらにつきましては、事業所のサンプルもあるので、毎年するのですが、先の高齢者保健福祉施策推進会議であった発言ですと、23区の有効求人倍率は2桁近くなっているという話もありました。もともと非常に需給が逼迫していますが、その中で、どんどんサービスを増やしていこうということになっていますので、その分ニーズも増えてきていて、供給する人が追いつかないというところなのかと思っています。

私ども、前の仕事で、東京労働局の方、ハローワークの方と連携してやっていたのですが、やはりハローワークの方も非常に苦勞しているところで、特に今、オリンピックもありますが、色んな業種で求人が増えていきますので、そういう中で、他の業種とも競争になっており、非常に厳しい状況だという話です。

ですので、来年度、私どもの方でも少しでも施策を前に進めていこうというところでやっております。あと、やはり私どもだけではできないので、色んな関係の方々に集まっていただいて、来年度、別の部ですが、検討しようというような話も出ております。

○小林委員長 有効求人倍率が2桁ですか。

○永山福祉政策推進担当課長 はい、23区で。

○小林委員長 すごいですね。

○永山福祉政策推進担当課長 という話を。

○小林委員長 いかがでしょうか。

生活支援コーディネーターは配置しているけれども、協議体はまだ作っていない自治体が5つあるということですね。

他はよろしいですか。

それでは、お話を承ったというふうにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、平成31年度新規事業の取組についてです。説明をお願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 資料6が今画面に出ておりますけれども、新規事業又は拡充事業について、全部で7つの事業をピックアップさせていただいております。本日、各所管の課長がおりますので、順にご説明を申し上げます。

○渡部地域福祉課長 生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。

まず、民生・児童委員関係と成年後見活用あんしん生活創造事業について、私の方からご説明させていただきます。

それでは、資料6-1の民生・児童委員関係でございます。

内容に入ります前に、民生・児童委員関係予算の拡充でございますけれども、先ほど、資料3で地域福祉を進めていくに当たっての課題でもご説明しましたように、都内民生委員・児童委員の充足率は92.2%で、担い手の確保が課題となっている状況を踏まえまして、民生・児童委員の皆様が活動しやすいよう必要な支援や環境整備について、検討委員会を設置し、小林委員長に、この検討委員会も委員長として、まとめていただいたわけでございますが、中間のまとめを行い、31年度予算に反映したものでございます。

では、内容に入らせていただきます。

まず、1の民生委員・児童委員活動費につきましては、平成31年10月より区市町村会長は300円増額、単位民児協会会長、一般、主任児童委員につきましては200円増額いたします。

次に、2の民生委員・児童委員活動環境整備についてでございます。民生委員・児童委員活動の充実を図ることを目的といたしまして、区市町村が行う民生委員・児童委員の活動環境の整備に資する取組を柔軟に支援するとともに、民生委員・児童委員の業務に協力する民生・児童委員協力員を配置する区市町村を引き続き支援するものでございます。

まず、①の活動環境の整備に資する取組の補助対象例を3つ載せてございます。

一つ目は、近隣地区の委員同士がチームとなって活動する班体制等、支え合いの仕組みの立ち上げの運営費です。

二つ目は、地域の民生委員・児童委員を知ってもらう、また活動ややりがいなどを紹介する候補者・推薦機関向けや、子育てサロンや地域の見守り等、様々な活動を行っていることを知ってもらう、子育て支援機関・子育て家庭向けパンフレットの作成経費を想定しております。

三つ目ですが、所管別・分野別の分かりやすい活動マニュアルの印刷経費でございます。

これまで申し上げたのは補助対象例でございますが、このほか、各区市町村におきまして、民生委員・児童委員の負担軽減に向けて、地域の実情に応じて、有効な取組を行った場合は補助対象とする予定でございます。

補助基準額につきましては、主任児童委員を含む民生委員・児童委員の定数に応じて、

6つの区分にしており、定数が99人までの区市町村は補助基準額50万円、一番右になりますが、定数500人以上の場合は、補助基準額は300万円、補助率は2分の1でございます。

下の②の民生・児童委員協力員事業は、包括補助により現行の基準額を維持して、支援してまいります。

次に、成年後見活用あんしん生活創造事業について、ご説明いたします。

成年後見制度は判断能力が低下した高齢者等に代わって、家庭裁判所が選任する後見人が財産の適切な管理などを行う制度でございます。役割分担にありますように、右側の区市町村が本人や後見人の支援を、また二つ目、都道府県は広域的観点に立って、区市町村の支援や制度の周知を図ることとしております。制度が十分に利用されていないことに鑑み、地域の取組促進を加速化するために、成年後見制度利用促進法が平成28年5月に施行され、国は利用促進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画を策定いたしました。

右側のポイントでございますが、利用者がメリットを実感できる制度、運用の改善。それから、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、こちらの方で相談から、本人の状況に合った後見人の推薦とマッチングや後見人支援機能を持つものでございます。

その下ですが、都の成年後見活用あんしん生活創造事業の概要になりますけれども、成年後見制度を促進するため、本事業を実施し、成年後見の利用相談や後見人のサポートを行う推進機関を設置する区市町村を包括補助により支援しております。また、その他の取組といたしまして、申し立て経費や後見人への報酬の助成、市民後見人の育成支援なども補助対象としております。さらに、都の実施のところでございますが、都は自ら関係会議開催や職員向け研修の実施、困難事例の相談対応を行っております。

平成31年度の予算でございますが、補助メニューを拡充し、新たに申し立て段階におけるマッチングや後見方針立案支援、後見人選任後の親族後見人に対する定期的支援も補助対象とするものでございます。

説明は以上です。

○渡辺障害者施策推進部計画課長 次に、資料6-3、児童発達支援センター地域支援体制確保事業でございます。

障害者施策推進部計画課長、渡辺の方から説明させていただきます。

児童発達支援センターというのは、障害のある未就学のお子さん、発達に遅れのあるお

子さんたちが通所をして、早期の療育を受ける専門機関でございまして、実は、この児童発達支援を行う事業所というのは2種類の類型がございまして、個別の利用契約で通所する発達支援事業所というものと、それに加えて、その家族への相談支援ですとか、障害児が通っていらっしゃる一般の保育所等への専門的な力を活かしてアドバイスしたりする、そういった支援を総合的に行う施設ということで、児童発達支援センターという2種類の類型がございまして、センターについては児童福祉法の施設になってございます。

特に、地域で中核的な役割を果たします児童発達支援センターについて、都は、平成30年から32年度までを計画期間としております障害者・障害児施策推進計画において、各区市町村に少なくとも1か所以上設置していただくということを目指してございます。

また、この計画の基になっております国の計画の基本指針にも、センターについては、障害の重度化ですとか、多様化に対応するために、専門機関として、機能強化を図った上で、地域における中核機関としての役割を果たせるよう連携を推進していくことが必要であるというふうにされております。

しかし一方、センターの個別の給付については、報酬という形で、財源が明確になっていますが、この連携を行うための配置基準ですとか、そういった財源の明確な規定がないということになってございます。そこで、施策の方向性のところですけども、地域支援とか地域連携を行うために専門職員をしっかりと配置していただいて、地域の研修等、人材育成などをしていこうということで、来年度から、人材確保に係る経費を都が補助いたしまして、国庫補助を活用しながら、例えば理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といった専門職を配置した場合、また、地域に対する研修等を行った場合に補助をして、専門的な機能を高めていただくということで、開始する事業でございまして。

説明は以上でございまして。

○永山福祉政策推進担当課長 続きますので、残りの資料は、私の方でご説明申し上げます。

次は6-4でございまして、地元から発信する健康づくり支援事業となっております。右上の四角で方向性と書いてございますが、なぜこの事業が関係あるかと言いますと、まず退職前、高齢になる前から地域とのつながりを意識していただくということで、それによって、地域活動への参加を促していこうということ。それから、健康づくりというところの視点を捉えながら、地域で活動する団体に入っていただこうと、そして頑張っている団体の方々を表彰して、更にそれを発信していこうという流れになってございます。

下の事業内容というところですが、事業のイメージ図が右側にございまして、私ども東

京都は事務局になっておりまして、まず区市町村の皆さん方に、地域で頑張っていच्छるような団体の推薦をお願いします。そして団体の皆さん方のご推薦を頂いて、その事例を私どもでもよく見させていただいて、確かに頑張っていच्छるところについては、表彰したり、活動報告会をしたりして、広く皆さん方に知らせていきます。また、事例集を作って、都民の方々にホームページで広く普及していこうということです。

まず一つ、最初の表彰や活動報告会の狙いというのは、一番右にあります。そういう団体を作っただけで、もしくは団体が頑張っただけで活動していただく、それが狙いでございまして、さらに下の方につきましては、普及することによって、更にそういうものを広げていきたいというような、両面の働きがございまして。健康づくりという切り口ですが、そういったもので、地域で少しでも色々な形で地域の活動に参加していただきたいという取組の一つでございまして。

続きまして、次の6-5でございましてけれども、同じく高齢者による地域活動応援事業という事業でございまして。

こちらにつきましては、名前だけではなかなか分かりにくいですが、要は、下の事業概要にございまして、こちらにも元気な方々が地域で色々学びたいというようなこと、もしくは活動したい、でもどうしたらいいか分からないというようなものがございまして、そういう講座とか現場体験をする機会を地域に提供してもらいましょう。それによって、こういうところがあるから、皆さんどうですかというご紹介をしながら、プロボノへの登録であるとかNPOの活動というものをさせていただくということで、少しでも地域で活動できるきっかけづくりになればということで、新しいアプローチを試みようということの事業でございまして、こちらにも区市町村の皆さん方に補助して、やっただけということになります。来年度、まず1年間やってみて、効果をちゃんと見ようというようなことになっております。

こちらにも、先ほどと似ていて、先ほどはどちらかという高齢者になる前ですが、こちらは地域の高齢者の活動を支援していこうという事業でございまして。

続きまして、6-6でございまして。

こちらにもシニア世代、もしくはシニア層になる前ということで、先ほどから、かなり高齢者予備群的なところを当たっているのですが、こちらにもそうございまして、こちらの活躍する場所というのが、どちらかというお子さんへの支援ということになります、中高生です。

事業内容としましては、まず①から③がございまして、40歳以上の地域の人材、皆さん方は色々な知識を持っていますので、ここに例が書いてありますけれども、料理教室、プログラミングなど、色々な知識を活かしていただいて、中高生向けにそういうものやっていたらいいんじゃないかということが一つあります。

それから、もう一つは、日常的な見守りとか学習支援、そういったようなボランティアに誰か来ていただけませんかというようなことがあります。

それから、地域の児童館に、中高生ですので、長い時間開けてくださいというようなことをお願いして、少しでも居場所を作って、お子さんたちが来るところに、シニアであるとか、シニア予備軍の方に来ていただいて、一緒に活動していただくということでございます。そういったことについて、区市町村の皆さん方に補助して、やっていたらいいんじゃないか。こちら、活躍の場の一つの提供といったような事業になっております。

最後になりますけれども、6-7。

こちらは、同じく対象はシニア及びシニア予備群ですけれども、活躍する場所というのが、児童養護施設であるとか乳児院というところを想定してございます。なかなか敷居が高い部分もあるかもしれませんが、一つは、そういうお子さんたちに、少しでも色々な体験や経験をさせたいという志がある、もしくは、職員の方も色々大変だという問題もありますので、外部の方、シニア世代や予備群に、近くの施設であるとか希望の施設があれば、そこにボランティア登録等をしていただいて、それに必要な支援、活動費等の補助を東京都がして、現場で活動していただくということです。

先ほどは、どちらかというと児童館であるとか、そういう場所でしたけど、こちらは活躍の場が児童養護施設や乳児院ということで、お子さんたちと触れ合いながら活躍していただくような仕組みでございまして、いつでも、どちらかというと高齢者もしくは高齢者になる前から地域で活躍できる、もしくは活躍できる場所に参加していただくというような仕掛け作りというのを事業として立ち上げているということになります。

私からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

新規事業で7つの項目があるというご説明だったのですが、どこからでも結構ですので、ご自由に、ご質問、ご発言をいただければと思います。いかがでしょうか。

ではまた皮切りにですが、民生委員・児童委員活動に関する検討委員会の報告書を昨日承認していただいて、一応出来上がりましたが、とても面白かったです。何が面白かつ

たかという感想ですが、民児協の代表会長が6人委員になってくださり、途中から5人になりましたが、会長さんたちは発言が始まると止まらない。次から次へのご発言があって、大変賑やかでした。それを都の事務局の方で受けてくださって、一生懸命にそれらを含んだまとめをしてくださった。

それで、報告書には様々な要素が入っていて、網羅的に色々な取組を取り上げていただきました。ここに書いていただいているような補助対象についてもそうですが、代表会長さんと都事務局とのやり取りが大変面白かったのですが、本当に大変だったと思います。

もう一つ。活動費の改定ですけれども、額はそんなに多くないと思われるかもしれませんが、そんなことはなくて、これは随分長いこと据え置きだったのですね。

○渡部地域福祉課長 自慢はできませんけど、20年ぶりに改定になって。

○小林委員長 20年ぶりですか。これはとても大きいことで、ご案内だと思いますが、昨年は東京都の民生委員・児童委員創設100周年でした。100周年を契機に、都民連では活動強化方策を作られた。これを素材として色々とディスカッションさせていただいたのですが、本当に意欲的な取組方針だったと思います。

市東委員がおられますので、気になっていらっしゃるかと思いますが、都民連が出した活動強化方策を、都が全面的に受け入れてくださって、都民連がこういう方針でやるのなら、都の方もこれだけ応援しますよというスタンスでやり取りが行われ、とても良い報告書になったかと思います。民生委員・児童委員さんと事務局、自治体担当者の方々の良い検討が行われたという感じがいたします。

市東委員、何か聞いていらっしゃいますか。

○市東委員 いや、昨日のことは存じませんでしたけれども、今回、20年ぶりに頑張っていて、ありがとうございます。1万人が喜ぶと思います。

○小林委員長 1万人ですか。

○市東委員 はい。都内民生委員・児童委員は1万人おりますので、大変な額だと思います。ありがとうございます。

それと、私は小平市ですけれども、マニュアルを作りますので、いわゆる包括補助で申請させていただきたいと思っておりますので、早速、使わせていただきます。ありがとうございます。

○小林委員長 今回は民生委員・児童委員さんをもっと知っていただくというところに重点が置かれたのですね。

○市東委員 そうですね、はい。私の小平市も75歳以上を全軒訪問いたしまして、その時に、チラシを持って伺いまして、そのようなものも、きっと入るのかなという思いがいたしますけれども。

○小林委員長 それからもう一つ、民生委員・児童委員さんは、就任する前は大変だというイメージがあつて、なかなか引き受けていただけないのですが、就任すると、2期、3期、4期とやっていただき、90%くらいの方がやって良かったというようなご感想のようです。

○市東委員 そうですね。おかげさまで、長く続けてきて楽しかったです。

○小林委員長 新しい地域活動の本当に核になる役割を民生委員・児童委員さんにやっていただくということで、この報告書は出来上がっていると思いますので、皆さんも、是非機会がございましたら見ていただければと思います。

○市東委員 東京都の活動強化方策のことだと思うのですけれども。

○小林委員長 はい、そうです。

○市東委員 全国で活動強化方策は100周年が終わりましても作らず、各都道府県にお任せしますということでした。ところが、東京都の場合には、いち早く活動強化方策の5本の柱を作りまして、それがあまりレベルの高いところではなく、普段の活動の中に全部当てはめられて、それぞれの地区でクリアできるという方策です。私たちにとっても、分かりやすい方策になったと思っております。ありがとうございました。

○小林委員長 お疲れ様でした。

他はいかがでしょうか。

2番目の成年後見については、関係者がおられますが、都は推進機関という形で、中核機関とは言わないということですか。

○渡部地域福祉課長 国は、ネットワークの中心となって、中核的な役割を担う中核機関と言っていますけれども、都は、既に推進機関という広報、それから相談、いわゆる支援している中心となる機関を設置しておりまして、設置する区市町村を支援しておりますので、そこに今回、国が示しました、いわゆる利用促進基本計画の中の役割のマッチングと後見人支援機能を更に追加していただくということで、このメニューを拡充させていただいたので、ぜひメニューを活用して、設置されている推進機関において、この機能を発揮していただければ、国の中核機関ということで。

○小林委員長 市民後見人についてですけれども、自治体へ行って伺いますとなかなか難

しくて、講座は開くのだけれども、登録してなおかつ認証までは行かないというような話があるようです。市民後見人については、今度の都の方針ではどのようになりますか。これは地域と直接の関係が出てきますので、その辺はいかがでしょうか。

では、川井委員どうぞ。

○川井委員 市民後見についても、これまで東京都は、まさに全国でもトップランナーとして、市民後見を養成してまいりましたし、今後も、その重要性は全く減じることはないと考えております。一方で、親族後見に対する支援が不十分だったことは否めないもので、今後、家裁と連携することによって、しっかり取り組んでいくとともに、当然、少子高齢化時代の中で、頼りたい親族がない方もどんどん増えるわけですから、一方で、そういうセーフティーネットとしての市民後見なり法人後見なり、あるいは専門職の後見人につなげることも含めて、全体的にバランスよくしっかりと取り組んでいこうというのが、東京都の今回の施策だと考えております。

○渡部地域福祉課長 先ほどの資料6-2でご説明させていただきましたように、区市町村に対する包括補助の中で、③市民後見人の養成支援ということで、区市町村の方で実施していただければ、この補助で支援しておりますので、やはり専門職だけではなく、市民後見人、親族後見人を伸ばしていきましょと。そして、成年後見制度の利用が必要な人にはきちんと利用していただけるようにということで支援をしていく、積極的に支援していきたいと思っております。

○小林委員長 少し聞いたところでは、今回の計画のポイントのところにもメリットを実感できるとありますが、ここはなかなか難しいところで、本当にメリットを感じるのか。特に親族後見の場合には、メリットを感じていただくような取組というのは、結構、難しいのではないかとこの議論で聞いたことがあります。最高裁は、ここにメリットというように書いていて、また、親族後見を重視したいということのようですが、この辺はどうなのでしょう。どうやったら親族後見がもっと増えるというか、もちろん支援するしかないですけども、この辺はどうなのでしょう。

○渡部地域福祉課長 3月19日の朝日新聞で報道されましたけれども、最高裁の方で、やはり後見人にふさわしい親族の方が身近な支援者としている場合には、なかなか親族後見人の不正というか、不正しようとしているわけではなく、ご自分の親のお金というのを何となく、使い方と言いますか、本人が不正とは思っていないくて、結果、家庭裁判所からだ不正になってしまうということもありますので、今までは家庭裁判所が選任するのが、

例えば親族後見人で申請したとしても、専門職だったというところが、親族からすると、いわゆる専門職は報酬も高いということで、1,000万円の資産を超えると4万円ぐらいの報酬を毎月払うことになりますので、そういったことで最高裁の方も、後見人にふさわしい親族がいる場合については、なるべく親族を選任していこうというところで最高裁から通知が出たというところなんです。ただ、流れとしては、そういう流れではないかと思っています。

○小林委員長 これから超高齢社会になって、この問題は緊急の課題ですが、なかなか難しいところですね。

何かございますか。どうぞ。

○永山福祉政策推進担当課長 特に東京の場合はやはり、なかなか家族のいらっしゃる方も多いという特徴もありますので、そういうところも踏まえながら、今後色々議論していかなくはいけない部分なのかなと思っております。

○小林委員長 この件はよろしいでしょうか。

次の児童発達支援センター、これは地域支援、地域連携のところに専門職を配置するというのが、今回のみそになりますね。これはとても良いと思います。障害者の方は孤立してしまう可能性があるので、地域と連携できるということは、すごく良いなと思いましたが、どのような形で推進されるか、お話しいただけますか。

○渡辺障害者施策推進部計画課長 これからの事業でもありますが、特に今、お母さん方が、障害があるお子さんと周りは思っている、絶対に認めないお家だとか、それから子育てに不安のあるお母さんだとか、そういったところで、障害児と決められてしまうと、もう行かないというお子さんも、ご家庭もいたりする中で、保育所に通っていらっしゃる、障害保育で通っていらっしゃるところに、本人でなくて、保育園の先生にアドバイスしたりすることによって、その辺をどういうふうアプローチしていったら良いのかとか、アウトリーチ的なことだとか。それから、もともとご家族そのものへの、もともとの通所支援の対象が児童なので、お母さん方の不安とかに直接相談に乗ったりするあたりですとか、地域の小さい通所事業者との連携を広めていったり、それから地域の子育て広場ですとか一般子育て施策などとも連携を図れば良いなというふうに、研修事業なんかを通じて、やっていただけると良いなというふうに思っております。

○小林委員長 本当に地域福祉の中に入ってくるというところですね。とても良いポイントだと思います。

この点はいかがでしょう。市東委員。

○市東委員 そうですね。今、発達障害のための施設を小平市でも作ろうということで、たまたまですが、障害者センターにそういう専門職の方がいらして、そこと一緒に作るような話が出ています。そこに来ている親御さんもたくさん相談に見えているので、施設を新しく作ることは大変なことですが、もう既にあるものを拡大するわけですから、非常に分かりやすい施策になるかなという思いであります。

○小林委員長 いかがでしょう。

何か障害を持っていることで閉じこもりになってしまって、そのままずっと、何年も経ってしまう。閉じこもりの一つの原因ですので、その辺がやはり地域の中でということになりますと、アウトリーチになるのでしょうか。そのようなアプローチがないと、なかなか地域には出てきにくいでしょうが、こういうネットワーク形成ができると良いのかなという気がいたします。

浦田委員、いかがですか。

○浦田委員 そうですね。実際に文京区の居場所の中にも発達に障害を持つお子さんとお母さんがつながってきて、そこを住民の方と受け止めたという事例がありました。地域との連携をするという意味では、受け止める方の住民を支えるということも、発達障害そのものの知識がないというボランティアや地域の方がすごく多いので、何で駆け回ってしまって、言うことを聞かないのか、親は何で注意しないのかという議論にすぐなりがちなので、例えば人件費を付けて、そういう専門の方が一人いても、なかなか地域との連携というのは難しいので、やはり地域側の理解を推進する機関、社協なのかどこなのかはあれですけど、そことどう連携させていくかということが非常にポイントだろうなというふうに思いました。

○小林委員長 そうですね。こういうセンターの職員が配置されると連携しやすくなるだろうと思います。

野口委員、いかがですか。

○野口委員 うちなんかは、本当に小さい町なので、第1回の時も言ったのですね、良いなと思ってもなかなか手を挙げてやりますとはとても言えなくて、日々の仕事に追われてしましまして。でも、色んなところのご意見を伺って、いつかできたら良いなというのは考えております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

では、次の健康づくり支援事業ですが、これが高齢者で、次が高齢前の世代ですか。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。

○小林委員長 その次が高齢者で、その次が交流という、3つの切り口になっているのですね。この辺はいかがでしょうか。

どうぞ。

○浦田委員 発信する健康づくりというところで、質問ですけれども、表彰するという点についてですが、社協の方にも表彰があるので紹介してくださいという依頼が度々あって、団体さんからは、「それってお金が出るの。」とよく聞かれて、「出ないならいいや。」と言われてしまうのが一つと。

もう一つ、社協としては、どういうポイントで推薦をするのか困ってしまうことがあります。活動の期間が長ければ良いのか、たくさんの参加者がいれば良いのか、推薦するポイントにいつも迷ってしまって、選べないのでやめようみたいな話になりがちなのですね。そのあたりはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 まず、お金の面については、私どもはむしろ、表彰して、その方々を皆さん方に知っていただくということを主眼に置いていますので、お金ということを今回は考えていないというのが一点ございます。

それから、基準ですけれども、正直、まだこれから考えるところですが、今おっしゃられたこと、まさに難しいなというふうには思っています。ただ、全部同じ基準で来てしまったら、それはそれで、またちょっとやりにくい部分もあると思いますので、それは所管とも相談をすることになると思います。

○小林委員長 基準は考えていただくということでよろしいですか。

○永山福祉政策推進担当課長 いや、なかなか難しいところですけど。

○小林委員長 あとは、よろしいでしょうか。

次の地域活動応援事業、それから次の中高生の居場所。

どうぞ。

○浦田委員 この中高生の居場所に関するところですが、趣旨については、必要だだと思います。特に高校生は、地域とつながりづらい世代ですが、色んな制度は中学生までのことが多いので、高校生になった途端に、課題を抱えて孤立してしまうケースがとて

も多いので、必要だなというふうに思いますが、ここでまたコーディネーターが出てくるということで、私たち文京区ですと、地域福祉コーディネーターがやっている内容の幅だなというふうに感じるのですが、どういうところに配置されたり、どういう人が、例えばスクールソーシャルワーカーも近い存在、中学生までですね、それも。どういう人がなるようなイメージを持たれているのか、教えていただけたらと思います。

○永山福祉政策推進担当課長 まず一つは、やはり高校生となると、接する側もなかなか難しい、要求するレベルがたぶん上がってくると思いますので、その辺のところは、かなり難しいのかなと。コーディネーターを設置するかどうかは任意になっていますが、イメージ的には、どこに設置するか、正直言って、まだこれから現場の皆さん方のお話を聞きながらやっていくしかないのかなと思っています。ただ、基本的には場所は児童館であるとか、そういうところが中心なので、やはりそういうところに置かれることが想定されるのかなと思いますけど。たぶん、今の話だと社協とかそういうところでもいいのではないかというお話だと思いますけれども、その辺のところは、逆にご相談しながらやっていくのかなと思っています。

○浦田委員 場所は児童館限定でしょうか。

○奈良部企画担当部長 限定はしていないのですが、今回、児童館の指針で、中高生向けのプログラムを作るようにということになったもので、それを受けて作る事業なので、どちらかという児童館中心になるかと思われま。

○浦田委員 児童館というと、結構、小学生が駆け回っているというイメージがあるので、高校生が来るイメージが、文京区は狭いので、湧かなかったなという気がいたします。

○奈良部企画担当部長 やはりそういうところがあるので、逆に中高生がもう少し来やすいような形のプログラムというか、催しみたいなものを考えるところから始まっているようです。場所によっては音楽室とかで、割と中高生が喜んで使っていらっしゃるところもあるようですけれども。基本的には、どちらかという年の若いというか、小学生のお子さん中心ということなので、そこで、少し上の年齢のお子さんにも魅力的なものをというところから始めるものなので、どういうふうになるか、これから頑張ってみないとというところはございます。

○市東委員 児童館から報告書を頂くのですが、小学生、幼稚園のお子さんが終わった後の5時過ぎから9時ぐらいまでが、高校生の利用が多いということを聞いています。

ただ、40歳以上の地域の人材というのは、一番の働き盛りで、そんなに余裕のある4

0歳がいらっしゃるのかなという思いが、少しいたしました。

○小林委員長 40歳以上ということですから、60歳でも構わないということですね。

○市東委員 そうです。

○小林委員長 これ、もう一つ、19時以降まで開館と書いてあるけど、この辺は大丈夫ですか。

○永山福祉政策推進担当課長 大丈夫です。

○小林委員長 19時以降も開いて大丈夫ですか。

○永山福祉政策推進担当課長 ちょうど今、市東先生から5時から9時までと、通常は児童館も5時とか6時で終わってしまいますが、もっとそうではなくて。

○小林委員長 後ろの方まで。

○永山福祉政策推進担当課長 たぶん、小さなお子さんはもっと早く帰ってしまうので、その空いたところを使っていただくということも、良いことなのかなと思います。

○小林委員長 そうですね。この辺は調整が必要になってくる。

どうぞ。

○室田委員 質問ですが、資料6-6は40歳以上ということでしたが、6-5も同じように40歳以上でしょうか。年齢は特に指定されていないのですか。

○小林委員長 どうぞ。

○永山福祉政策推進担当課長 元気高齢者と書いてありますので、基本的には、メインターゲットは高齢者になります。ただ、別に65歳でなければだめとか、そういうのはありません。

○室田委員 なるほど。

○小林委員長 どうぞ。

○祐成委員 私も6-5についてです。こちらのイラストを見ると、まだ活動を全くしたことがない人のきっかけづくりという趣旨のようですがけれども、既に活動を始めているような方のスキルを向上するという含めて考えられているのかというのが一点。

予算額を見ると、これはあくまでモデル的なもので、少数の自治体でまず取り組んでもらおうという趣旨でしょうか、というのが二点目。もう一点、運営経費とありますが、具体的にどういう使われ方がイメージされているのでしょうか。例えば、NPOに委託して講座を開いてもらうのか、コーディネーターの方の人件費といったものを想定されているのかをお尋ねしたいと思います。

○永山福祉政策推進担当課長 まず前半のスキルアップ、当然ながら、デビューの方もそうでしょうし、スキルアップの方でも、それは全然、対象というのは、区市町村がどういうカリキュラム、プログラムを作っていくかということなのかなと思っております。

今、実施主体ですが、区市町村がどういうところを活用してやるのかということになると思いますので、それで直接やる場所もあれば、NPOや企業にお願いするということがあるかもしれませんが、基本的にはどこかにお願いしてやることが多いのかなと思っています。その辺のところも、まさに区市町村の地域の実情に応じてやっていただこうと。

○小林委員長 ありがとうございます。

○奈良部企画担当部長 ちょっと補足ですけれども。

基本的に、実は似たような事業をたくさんやっておりまして、今もう活動されている方を支援するようなものもごございます。そういう中で、やはり活動に参加したいけれども、地域のことを何も知らないと、ちょっと恥ずかしいから参加したくないみたいなことが、やはりこの年齢の方は結構おありなので、入門編で気軽にそこに行って、ワンステップ置いてから地域活動に参加していただけたらということ考えた事業ですので、先ほど予算額がということがありましたが、そうやっていくつかあるものですから、その中で区市町村さんが自分のところでやった方が良くと思う事業をいくつかチョイスしてやっていただくということなので、このぐらいの予算額になっている形です。

○小林委員長 よろしいでしょうか。

最後の6-7ですが、地域と施設ですぐ思い出すのは、先ほど出ました地域公益的取組の中にも一部入るのかと思いますが、ここは児童養護施設、乳児院の状況ということで、ここだけに限るのですか。

○奈良部企画担当部長 今回はそうです。

○小林委員長 ここに限るのはどうしてかと思いました。

○永山福祉政策推進担当課長 どうしてかというのは、なかなか難しいですけど、今回はまずここにスポットを当ててやってみようということになってございます。

○小林委員長 そうですか。

○奈良部企画担当部長 これも既に高齢者の方が福祉施設で活動されるというような、例えば特別養護老人ホームですとか、そういうものは、やはりもう既にやっていますが、行政が実に縦割りで申し訳ないですけれども。

○小林委員長 ちょうど、そこに関係するかと思いました。

○奈良部企画担当部長 発想を持っていたのが子供の方の部署で、乳児院や児童養護施設は、やはり地域の応援を得ないと、地域に定着して、子供たちが育つのになかなか難しい面があるので、実際に大学生の方はよく学習ボランティアなどで来てくださっていますが、地域の高齢者の方とは、なかなか接点がないというのがありますので、地域の方の理解を受けて、子供たちがより生活しやすくなるようにという発想から、こういう事業を始めたので、限定されているようなところがございます。

○小林委員長 これも自治体事業になるのですか。

○永山福祉政策推進担当課長 東京都が直接です。

○小林委員長 直接なのですね。

最近、大変ショッキングな事件がありました。これは確かに難しいですね。色々な人が関わると、地域の施設という意味が変わってくるのかなという気がしますので、とても重要なことかなと考えました。子供はやはり難しい面がありますね。児童の施設、母子生活支援施設、自立支援施設もそうですけど、なかなか地域と交われないところがあるようですね。

○市東委員 自立支援施設があるのですけれども、一年に一度のお祭りなどは市民に公開しているというか、呼びかけをしてくださったりするので、学習などにも入っていたりしますから、良い事例があると思います。

○小林委員長 そうですか。ありがとうございました。

大体のところを理解できたような気がいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。次は、平成31年度の委員会の年間予定についてです。では、説明をお願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、資料7をご覧くださいと思います。

年間予定の案でございまして、まず一つは、第1回ということで、今年度もそうでしたが、この委員会を開きたいと思っております。

まず、年度の前半で、先ほど区市町村の調査につきまして、こうした方がよいのではないかというお話がございましたので、そういったものも踏まえながら、こんな形で調査をやりたいと思いますという話を議論していただこうと思っております。

それから、もう一つはシンポジウムです。第1回が非常に好評だったものですから、なかなかプレッシャーがかかっています。第2回はどうかというのがありますので、その辺のところも、是非サジェスションいただければと思っています。

時期ですが、先ほど前倒しした方が良いのではないかという議論もございました。今年度は初回ということもあって11月でしたが、できれば8月から9月ぐらいにできれば良いかなと思っております。

同じように、今回みたいに、第2回の委員会を1月から2月ということ。

ちょうど3年間の計画になっておりますので、今年度が1年目、来年度が2年目ということで、いよいよ、その次の年になりますと、今度は改定の年となりますので、1年目、2年目で、31年度までがこの進行管理の年というふうに考えておりますので、是非ご協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

この件はこういうスケジュールになるということによろしいでしょうか。

それでは、これで今日の議題は終わったこととなりますが、これとは関係なくとも結構ですので、委員の皆様からご意見、ご質問、ご提案等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これで終了したいと思いますので、事務局にお返しします。

○永山福祉政策推進担当課長 事務局から、連絡事項を何点か申し上げます。

ただ今、スケジュールがございましたが、次回の推進委員会は、年度が明けまして、6月頃でございます。また期日が近づきましたら、皆様方に日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、本日配付いたしました参考資料につきましては、ちょっと重たいですが、お持ち帰りいただくのも結構でございますし、もし配送をご希望ございましたら、机の上に置いていただければ後ほど郵送いたしますので、是非そちらの方をご利用いただければと思います。それから計画の冊子でございますが、こちらにつきましては事務局用でございますので、そのまま机の上に置いていただければ助かります。

それから、委員の皆様方がお持ちの青色の一時通行証につきましては、何回も申し上げていると思いますが、1階でエレベーターを降りた時にカードゲートで回収させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡ししますので、受付までお声かけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございました。

それでは、これで閉会したいと思います。ありがとうございました。

(午後 5時34分 閉会)